

## 人権施策推進プラン（案）の項目について

## 1 意識調査結果の反映の仕方について

## ①誤解の生じない範囲で、配慮した表現に修正

例) 性的マイノリティとの接触、接触の程度



性的マイノリティとの関わり、関わりの強さ

## ②「不適切な考え方に反対する人の割合」をみるための質問の図表に注釈を追記

「不適切な考え方」を「一般的な考え方」と誤解されることを防ぐために、  
「不適切な考え方」に関する図表に注釈を追記する。

( プランP.31 )

「教師が児童・生徒を指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ」

「子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ」

※しつけと称した暴力も含め、体罰は法律により禁止されています。

( 関連法等：学校教育法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法 )

( プランP.32 )

「いじめ問題は、いじめを受ける子どもにも原因がある」

※いじめは重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。

( 関連法等：いじめ防止対策推進法、岸和田市いじめ防止基本方針 )

「収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのはやむを得ないことだ」

※経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう支援する奨学金制度があります。

## 2 指標について

- ・上記②同様、「不適切な考え方」を用いた指標の表現を調整。

「子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ」と思う



「子どもへのしつけのつもりでも、保護者の体罰は認められない」と思う

- ・「岸和田市総合計画」に関連して実施する意識調査のうち、人権課題に関する指標を追記。【参照：資料4-2、別紙2】